

議案第 2 2 号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

国民健康保険税率を改定するため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.45」を「100分の5.78」に改める。

第5条中「22,400円」を「24,300円」に改める。

第5条の2第1号中「16,000円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「8,000円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「12,000円」を「12,375円」に改める。

第6条中「100分の2.45」を「100分の2.48」に改める。

第7条の2中「9,900円」を「10,100円」に改める。

第8条中「100分の2.19」を「100分の2.29」に改める。

第9条の2中「11,400円」を「11,800円」に改める。

第9条の3中「5,700円」を「5,900円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「15,680円」を「17,010円」に改め、同号イ(ア)中「11,200円」を「11,550円」に改め、同号イ(イ)中「5,600円」を「5,775円」に改め、同号イ(ウ)中「8,400円」を「8,663円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「7,070円」に改め、同号オ中「7,980円」を「8,260円」に改め、同号カ中「3,990円」を「4,130円」に改め、同項第2号ア中「11,200円」を「12,150円」に改め、同号イ(ア)中「8,000円」を「8,250円」に改め、同号イ(イ)中「4,000円」を「4,125円」に改め、同号イ(ウ)中「6,000円」を「6,188円」に改め、同号ウ中「4,950円」を「5,050円」に改め、同号オ中「5,700円」を「5,900円」に改め、同号カ中「2,850円」を「2,950円」に改め、同項第3号ア中「4,480円」を「4,860円」に改め、同号イ(ア)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同号イ(イ)中「1,600円」を「1,650円」に改め、同号イ(ウ)中「2,400円」を「2,475円」に改め、同号ウ中「1,980円」を「2,020円」に改め、同号オ中「2,280円」を「2,360円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,180円」に改め、同条第2項第1号ア中「19,040円」を「20,655円」に改め、同号イ中「16,800円」を「18,225円」に改め、同号ウ中「13,440円」を「14,580円」に改め、同号エ中「11,200円」を「12,150円」に改め、同項第2号ア中「8,415円」を「8,585円」に改め、同号イ中「7,425円」を「7,575円」に改め、同号ウ中「5,940円」を「6,060円」に改め、同号エ中「4,950円」を「5,050円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.78</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>24,300円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.45</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>22,400円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を</p>	<p>・基礎課税額の所得割額の税率改正</p> <p>・基礎課税額の均等割額改正</p>

いう。次号、第7条の3および第23条第1項において同じ。) および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3および第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 16,500円

(2) 特定世帯 8,250円

(3) 特定継続世帯 12,375円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.48 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 10,100円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.29 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課

いう。次号、第7条の3および第23条第1項において同じ。) および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3および第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.45 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 9,900円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.19 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課

- ・基礎課税額の平等割額改正
- ・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正(第1号の1/2の額)
- ・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正(第1号の3/4の額)
- ・後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率改正
- ・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正
- ・介護納付金課税額の所得割額の税率改正

税被保険者 1 人について 11,800 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第 9 条の 3 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 5,900 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円)ならびに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する

税被保険者 1 人について 11,400 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第 9 条の 3 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 5,700 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円)ならびに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する

・介護納付金課税額の均等割額改正

・介護納付金課税額の平等割額改正

公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 17,010 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 11,550 円

（イ） 特定世帯 5,775 円

（ウ） 特定継続世帯 8,663 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課

公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 15,680 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 11,200 円

（イ） 特定世帯 5,600 円

（ウ） 特定継続世帯 8,400 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課

・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正（7 割軽減）

・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（7 割軽減）

・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第 1 号イ（ア）の 1/2 の額）

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正（第 1 号イ（ア）の 3/4 の額）

・後期高齢者支援金等課税

税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,070円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,130円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 8,250円

税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,990円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 8,000円

額の均等割額改正に伴う軽減額改正(7割軽減)

・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(7割軽減)

・介護納付金課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(7割軽減)

・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(5割軽減)

・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(5割軽減)

(イ) 特定世帯 4,125 円

(ウ) 特定継続世帯 6,188 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,050 円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,900 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,950 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(イ) 特定世帯 4,000 円

(ウ) 特定継続世帯 6,000 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,950 円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,700 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,850 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第2号イ(ア)の1/2の額)

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第2号イ(ア)の3/4の額)

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(5割軽減)

・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(5割軽減)

・介護納付金課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(5割軽減)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,020円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,360円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,980円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,140円

・基礎課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・特定世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第3号イ(ア)の1/2の額)

・特定継続世帯の基礎課税額の平等割額改正に伴う軽減額改正(第3号イ(ア)の3/4の額)

・後期高齢者支援金等課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・介護納付金課税額の均等割額改正に伴う軽減額改正(2割軽減)

・介護納付金課税額の平等割額改正に伴う軽減額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,655 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 18,225 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,580 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,150 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 19,040 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 16,800 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,440 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,200 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ

改正（2割軽減）

- ・基礎課税額の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正（8.5割軽減）
- ・基礎課税額の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正（7.5割軽減）
- ・基礎課税額の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正（6割軽減）
- ・基礎課税額の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正（5割軽減）

れぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 8,585円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 7,575円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 6,060円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,050円

れぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 8,415円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 7,425円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,940円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

・後期高齢者支援金等課税額
の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正
(8.5割軽減)

・後期高齢者支援金等課税額
の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正
(7.5割軽減)

・後期高齢者支援金等課税額
の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正
(6割軽減)

・後期高齢者支援金等課税額
の均等割額改正に伴う未就学児軽減額改正
(5割軽減)